

蒲郡市塩津地区学校複合施設カーテン 仕様書

- 1 物件名
蒲郡市塩津地区学校複合施設カーテン
- 2 納入期限
令和9年3月31日（木）
- 3 契約
蒲郡市契約規則による
- 4 納入場所
蒲郡市塩津地区学校複合施設（蒲郡市竹谷町今御堂31番地1）
- 5 納入物品及び数量
別紙カーテン一覧表のとおり
- 6 提出書類
納入完了報告書（任意様式）
- 7 必要とする性能等の条件
 - (1) 見積寸法は別紙カーテン一覧表のとおりであるが、これらは設計図面から算出した寸法であるため、作成決定寸法については契約後現場確認を行い、カーテンボックス、サッシ、窓の高さ等を実寸したうえで必要に応じ細かな調整を行い作成すること。
 - (2) 取付方法、カーテンの開きについては、契約後に現場確認を行い、協議の上決定すること。
 - (3) ウォッシュャブルの性能を有するとともに、その旨の表示が縫い付けられていること。
 - (4) すべてのカーテンはメーカー縫製とすること。
 - (5) 間仕切り用カーテン以外のカーテンにおいて、ヒダ倍率は仕上げ巾の1.5倍以上とし、裾等その他の縫製仕様については、メーカー指定の縫製とすること。
 - (6) 縫製に用いる糸は、カーテンの品質と同等以上のものであること。
 - (7) 新造品であること。
 - (8) 上部は上端芯地を75mmとし、両サイド折返し部分は20mm程度で三つ折りとし、裾折返し部分は100mmで三つ折りとする。
 - (9) 1枚につき、タッセル1枚を付属すること。材質は共布で製作し、カーテン端部に縫い付けとし、マジックテープで固定すること。（縫い付け位置は標準位置とするが、細部については別途協議する。）
 - (10) カーテンに金属フックをつけること。
 - (11) カーテンは納品時にカーテンレールに取り付けること。
また、ランナー不足の補充はカーテン等納入業者が行うこと。
 - (12) 取付作業日、取付方法（「片開きの場合に左右どちらを起点とするか」等）は、協議のうえ決定するものとする。

- (13) 図面の確認が必要な場合は、蒲郡市役所（教育政策課）に来庁し、閲覧すること。ただし、複写は不可とする。
- (14) 消防法（昭和23年法律第186号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に基づく防災性能合格品であって、防災性能を有する旨の表示（防災（イ））が縫い付けられていること。

8 その他

(1) カーテン等の納入

- ア 運搬、取付け、調整、組立て、設置等、使用可能になるまでの全ての費用（諸経費）を含むものとする。
- イ 納入日は、令和9年2月15日から3月31日までの間とし、事前に日時、納入場所及び手順を蒲郡市と協議し承認を得ること。
- ウ 納入作業中に施設等を損傷させないよう必要な措置を講ずること。施設等に損害を与えた場合は受注者の責任において原状復旧すること。
- エ 納入時に発生する梱包材等については、受注者の責任において処分すること。

(2) 同等品

- カーテン一覧表に記載された物品を標準とする。基準品以外の同等品での入札参加を希望する場合は、当該品に関する資料を事前に提出し、承認を得ること。なお、物品の選定基準及び同等品の可否判断基準についての質問は回答できない。

(3) 保証期間

- 納品後1年間において、通常使用における不具合に対し修繕及び部品交換等（機器の重大な不具合においては、機器のすべてを同等品と交換）の費用は受注者が負担するものとする。

(4) その他

- ア 物品納入時に発注者及び関係者に対し、取扱い等の説明をすること。
- イ 受注者は、受注後に納入物品毎に見積もった価格がわかるものを提出すること。
- ウ 契約後から納品までの期間において市場価格の変動等が生じても、契約額の変更は行わない。
- エ カーテン等の取付箇所によっては高所での作業となるため、脚立や必要な機材等を用意して実施すること。また、それらに要する費用も含めること。
- オ 入札にあたり疑義、質疑がある場合は質疑回答を教育政策課にて行う。疑義、質疑は令和8年10月14日（水）午後5時までに済ませること。
- カ その他、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定するものとする。